

## 【概要】 洲本市ふるさと産品開発事業補助金

目 的	<p>洲本市の地域資源を活用した新商品の開発に取り組む事業者等に対し、その開発に必要な経費の一部を補助することにより、ふるさと産品の開発を促進し、もってふるさと納税や情報発信イベントを通じて、洲本市の魅力を広く発信することを目的とする。</p>
ふるさと産品 【定義】	<p>主として市内で生産された原材料を加工した商品又は市内で製造し、若しくは加工した商品であって、本市の魅力の発信に資するものとして市長が認めるものをいう。</p>
対 象 者	<p>(1) 市内に事業所を有する個人若しくは法人又は市内に住所を有する者により組織された団体。  (2) 本市のふるさと納税制度において特産品等を提供している。  (3) 洲本市税条例及び洲本市国民健康保険税条例を滞納していない。  (4) 洲本市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者でない。</p>
対 象 事 業	<p>(1) ふるさと産品を新たに開発し、かつ、商品化する事業であること。  (2) 国、地方公共団体等の補助等を受けていない事業であること。</p>
対 象 経 費	<p>(1) ソフト事業  ①謝礼：外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金  ②交通費：専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費  ③消耗品費：商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費  ④印刷費：パンフレット・ポスター・シール等の印刷費  ⑤運搬費：材料、資材、試作品等の送付に係る送料  ⑥委託料：調査研究・パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費  ⑦手数料：各種許認可等取得費用、成分分析・検査等費用  ⑧材料費：新商品開発のための試作に使用する原材料費  ⑨賃借料：加工施設使用料、機械リース料  ⑩市長が特に必要と認める経費  (2) ハード事業  ①機材購入費：新商品の開発に必要なと認められる機材の購入に要する経費  ②施設費：加工施設の新設、改修又は修繕に要する経費</p>
補 助 額	<p>補助対象経費の1/2（1,000円未満切捨て）  ソフト事業：上限30万円、ハード事業：上限200万円</p>
交 付 制 限	<p>同一事業者につき年度内1回とする。</p>
事 業 期 間	<p>平成31年度～令和3年度まで（3年間）</p>